

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 条 例 ——

- 亀岡市議会委員会条例の一部改正  
 (議会事務局) 2

### —— 規 則 ——

- 亀岡市福祉事務所長委任規則の一部改正  
 (地域福祉課) 3
- 亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正  
 (病院総務課) 3

### —— 告 示 ——

- 亀岡市開発公園整備事業補助金交付要綱の一部改正  
 (都市整備課) 4
- 指定障害児相談支援事業者の指定  
 (障害福祉課) 4
- 亀岡市議会臨時会の招集 (総務課) 4
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 5
- 公示送達 (税務課) 6
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 7
- 南丹都市計画生産緑地地区の変更による図書の縦覧 (都市計画課) 7
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 8

### —— 訓 令 ——

- 亀岡市事務処理規程の一部改正  
 (保険医療課) 9

### —— 公 告 ——

- 一般競争入札の執行 (市民協働課) 10
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 12
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 13
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 17

### —— 任免及び辞令 ——

#### 教育委員会欄

### —— 規 則 ——

- 児童生徒の入学すべき学区を指定する規則の一部改正 18

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧 18
- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 18

#### 上下水道部欄

### —— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 19

**市立病院欄**

—— 規 程 ——

○亀岡市立病院処務規程等の一部改正 20

条 例

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例  
をここに公布する。

平成27年2月17日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第1号

亀岡市議会委員会条例の一部を改  
正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条  
例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「8人」を「7人」に改  
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 規則

亀岡市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 亀岡市規則第1号

亀岡市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

亀岡市福祉事務所長委任規則（昭和51年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中ソをタとし、ケからセまでをコからソまでとし、クの次に次のように加える。

ケ 第55条の6第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施に関する事。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月1日

亀岡市長 栗山正隆

## 亀岡市規則第2号

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

（亀岡市病院事業の主要職員を定める規則の一部改正）

第1条 亀岡市病院事業の主要職員を定める規則（平成16年亀岡市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改める。

（亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正）

第2条 亀岡市病院事業における地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（平成16年亀岡市規則第35号）の一部を次のように改正する。

本則第1号中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第10号

亀岡市開発公園整備事業補助金交付要綱（昭和62年亀岡市告示第40号）の一部を次のように改正する。

平成27年2月1日

亀岡市長 栗山正隆

第2条第1号中「、広場」を「及び広場」に改め、同条第2号中「区等」を「区又は開発公園を維持管理する住民組織等」に改める。

第6条中「事業認定通知書」を「、事業認定通知書」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成26年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により告示する。

平成27年2月5日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 事業所番号  
2631600489  
(特定相談支援事業)  
2671600134  
(障害児相談支援事業)
- 2 事業者の名称  
相談支援センター ふれあいハート
- 3 事業所所在地  
亀岡市篠町森山先5-87
- 4 サービスの種類  
特定相談支援事業、障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者  
障害児
- 6 申請者  
特定非営利活動法人 アシスト
- 7 指定年月日  
平成27年2月5日

「揭示済」

亀岡市告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成27年2月17日下記の事件につき、亀岡市議会臨時会を亀岡市議場に招集する。

平成27年2月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

付議事件

- 1 亀岡市議会議長及び副議長の選挙
- 2 京都中部広域消防組合議会議員の選挙
- 3 国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙
- 4 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 5 京都地方税機構議会議員の選挙
- 6 亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員の選挙

「揭示済」

亀岡市告示第13号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年2月12日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0506-33024

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成26年4月15日

3 無効になる日

平成27年2月12日

「揭示済」

## 亀岡市告示第14号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成27年2月16日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏 名
1	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
2	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
3	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
4	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
5	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
6	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
8	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
9	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
10	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
11	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
12	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
13	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
14	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
15	督促状 平成26年度第4期分 市府民税	省略	省略
16	督促状 平成26年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
17	督促状 平成26年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
18	督促状 平成26年度第4期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成27年3月2日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成27年2月23日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第16号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成27年2月24日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1112-85006

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成26年4月1日
- 3 無効になる日  
平成27年2月24日

「揭示済」

亀岡市告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により南丹都市計画生産緑地地区を変更した。

当該都市計画の図書を同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成27年2月25日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 都市計画の種類  
生産緑地地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
亀岡市千代川町小林植田及び下戸の各一部
- 3 縦覧場所  
亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市まちづくり推進部都市計画課

「揭示済」

## 亀岡市告示第18号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成27年2月27日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

## 2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

J R 並河駅前自転車放置禁止区域

J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

## 3 撤去した日時

平成27年2月27日（金）

午後1時～午後3時

## 4 撤去し、保管した台数 10台

## 5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

## 6 保管期間 告示の日から3箇月間

## 7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

## 8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

## 9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転

車は、関係法令の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課  
電話0771 (25) 5043

「掲示済」



## 訓令

亀岡市訓令第1号

庁中一般

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年2月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市事務処理規程の一部を改正する訓令

亀岡市事務処理規程（昭和58年亀岡市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第27条中第17号を第18号とし、第11号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (1) 国民健康保険料の滞納処分の執行停止に関すること。

附 則

この訓令は、平成27年2月1日から施行する。

## 公 告

亀岡市公告第4号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成27年2月16日

亀岡市長 栗山正隆

一般競争入札事項	亀岡市交流会館備品の売却 売却する備品 机付属・折りたたみ式椅子 100脚
入札参加資格	日本国内に居住している個人又は法人。 ただし、次の(1)から(3)に該当する方は参加できない。 (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。 (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者。
参加申込み	この入札に参加を希望する場合は、事前の申込みを必要とする。
入札場所	亀岡市役所 4階 入札室
入札日時	平成27年3月19日(木) 入札: 午前10時 開札: 入札後即時
参加申込受付場所及び期間	参加申込みは、下記の期間内に亀岡市交流会館(亀岡市宮前町神前長野15番地)にて受け付ける。 平成27年2月23日(月)から平成27年3月6日(金)まで (土・日・祝日を除く) 受付時間は、午前8時30分から午後5時まで (正午から午後1時を除く)
参加申込用紙等の配布期間	参加申込用紙等は、「亀岡市交流会館備品売却について」として、平成27年2月16日(月)から配布する。 亀岡市交流会館又は市民協働課に問い合わせること。

最低売却価格の有無	最低売却価格を設定する。 最低売却価格 20,000円
無効な入札	次の入札は、無効とする。 (1) 入札参加資格のない者がした入札 (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札 (3) 指定の入札書によらない入札 (4) 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札 (5) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札 (6) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札 (7) 入札金額を訂正した入札 (8) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札 (9) 指定の日時までに事前申込をしなかった者がした入札
落札者の決定方法	最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札した者を落札者とする。 同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」により決定する。
その他	入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市交流会館備品売却について」で確認すること。
問合せ先 申込み先	亀岡市交流会館（亀岡市宮前町神前長野15番地） 0771-26-5001

「揭示済」

亀岡市公告第5号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成27年2月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成27年2月17日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

## 亀岡市公告第6号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成27年2月20日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

- |              |   |                         |
|--------------|---|-------------------------|
| (1) 工事番号     | 道改第23号  |                         |
| (2) 工事名      | 市道保津宇津根並河線道路改良工事（その3）   |                         |
| (3) 工事場所     | 亀岡市保津町地内  |                         |
| (4) 工事種別     | 土木一式工事  |                         |
| (5) 工事概要     | 工事延長  | L = 230.0m              |
|              |   | W = 10.75m              |
|              | 土工  | 一式                      |
|              | 擁壁工   |                         |
|              | L型擁壁工   | L = 229m                |
|              | アンカー式空積擁壁工  | A = 484.0m <sup>2</sup> |
|              | 排水工   |                         |
|              | 柵渠工   | L = 123.1m              |
| (6) 予定価格（税込） | 49,296,600円   |                         |
|              | 【入札書比較価格（税抜） 45,645,000円】   |                         |
| (7) 工期       | 契約日の翌日から平成27年3月31日まで  |                         |
| (8) 部分払      | 無   |                         |
| (9) 前金払      | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）  |                         |
| (10) 中間前金払   | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 |                         |
| (11) 最低制限価格  | 採用  |                         |
| (12) 入札保証金   | 免除  |                         |
| (13) 契約保証金   | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確   |                         |

実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (14) 支給材料及び貸与品 無

## 2 入札参加資格要件

- (1) 平成26年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。  
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成26年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

## 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

#### 4 入札手続等

手 続 等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成27年2月20日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成27年2月20日（金） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成27年2月25日（水） 午前9時から午後5時まで 平成27年2月26日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成27年2月27日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成27年2月24日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成27年3月2日（月） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成27年3月3日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成27年3月6日（金） 午前9時から午後5時まで 平成27年3月9日（月） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成27年3月10日（火） 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

## 7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」



亀岡市公告第7号

平成26年亀岡市公告第67号に基づき実施した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成28年4月1日までとする。

平成27年2月20日

亀岡市長 栗山正隆

(合格者受験番号)

・土木I 7001

「揭示済」

任免及び辞令

明田 昭  
(各 通) 吉田 千尋  
齊藤 一義

亀岡市防災会議委員の委嘱を解きます  
平成27年2月4日

澤田 祐樹  
亀岡市休日急病診療所薬剤師に委嘱します  
平成27年2月5日

西口 純生  
(各 通) 石野 善司  
湊 泰孝  
亀岡市防災会議委員に委嘱します  
任期は平成28年5月31日までとします  
平成27年2月17日

山本 仁士  
亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します  
任期は平成28年3月27日までとします  
宮川 忍  
亀岡市総合計画審議会委員を解職します  
平成27年2月20日

## 教育委員会欄

### 規則

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月18日

亀岡市教育委員会  
委員長 中桐安子

亀岡市教育委員会規則第1号

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則の一部を改正する規則

児童生徒の入学すべき学校区を指定する規則（昭和47年亀岡市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表城西小学校の項中「曾我部町重利」の次に「・大井町並河」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

「揭示済」

## 選挙管理委員会欄

### 告示

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第23条第1項の規定に基づき、平成27年1月1日現在調製の亀岡市農業委員会委員選挙人名簿を次のとおり縦覧に供する。

平成27年2月20日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の期間 平成27年2月23日から  
平成27年3月9日
- 2 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

平成27年3月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成27年2月27日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成27年3月3日から  
同月7日

「揭示済」

## 上下水道部欄

### 告示

亀岡市上下水道部告示第3号

亀岡市指定給水装置工事  
事業者指定の告示

平成27年2月27日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

#### 記

- 1 指定した日

平成27年2月27日

- 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
275	株式会社 エーライフ	代表取締役 吉田 泰崇	大阪府摂津市鳥飼西 2-36-5

「揭示済」

# 市立病院欄

## 規程

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年2月1日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第1号

亀岡市立病院処務規程等の一部を改正する規程

(亀岡市立病院処務規程の一部改正)

第1条 亀岡市立病院処務規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項病院総務課中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第4条第1項中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改める。

第5条第1項から第3項までを次のように改める。

第5条 病院長は、病院事業管理者(以下「管理者」という。)を補佐し、医療法上の病院管理者として職員を指揮監督する。

2 医療管理監は、病院長を補佐し、管理者が特に命ずる事務に限り、職員を指揮監督する。

3 副院長は、病院長及び医療管理監を補佐する。

第5条第4項第1号中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改め、同項

第3号中「医療管理監」を「病院長」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改める。

第6条中「病院事業管理者(以下「管理者」という。)」を「管理者」に改め、

「第1順位 医療管理監 を

第2順位 病院長 」

「第1順位 病院長 に改める。

第2順位 医療管理監

第3順位 副院長 」

(亀岡市立病院事務決裁規程の一部改正)

第2条 亀岡市立病院事務決裁規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第6条の2中「第5条」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第17条中「医療管理監」を「病院長」に改める。

第18条を削り、第18条の2中「、医療管理監が不在のときは管理部長が」を削り、同条を第18条とする。

別表人事に関する事項中

「医療管理監」を「病院長」に、

「医療管理監、病院長、副院長」を

「病院長、医療管理監、副院長」に、

「医療管理監、病院長、副院長、部長、担当部長」を  
「病院長、医療管理監、副院長、部長、担当部長」に改め、同表財務に関する事項中「医療管理監」を「病院長」に改める。

(亀岡市立病院会議規程の一部改正)

第3条 亀岡市立病院会議規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改める。

(亀岡市立病院文書取扱規程の一部改正)

第4条 亀岡市立病院文書取扱規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号中「医療管理監又は病院長」を「病院長」に改める。

(亀岡市立病院公用車使用規程の一部改正)

第5条 亀岡市立病院公用車使用規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改める。

(亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第6条 亀岡市立病院職員の職の設置に関する規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改める。

(亀岡市立病院職員就業規程の一部改正)

第7条 亀岡市立病院職員就業規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に、「医療管理監を」を「病院長を」に改める。

(亀岡市立病院当直規程の一部改正)

第8条 亀岡市立病院当直規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

本則中「医療管理監」を「病院長」に改める。

(亀岡市立病院職員希望降任制度実施規程の一部改正)

第9条 亀岡市立病院職員希望降任制度実施規程(平成18年亀岡市病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「医療管理監」を「病院長」に改める。

(亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正)

第10条 亀岡市立病院職員の給与に関する規程(平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項第1号中「医療管理監及び病院長」を「病院長及び医療管理監」に改める。

別表第2医療職給料表(1)を次のように改める。

## 医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600	564,000
	2	242,600	328,800	395,500	470,900	567,100
	3	245,100	331,900	398,400	473,200	570,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500	573,300
	5	249,900	337,800	404,000	477,800	576,200
	6	253,700	341,100	406,800	480,000	578,600
	7	257,500	344,400	409,600	482,200	581,000
	8	261,300	347,700	412,400	484,400	583,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500	585,600
	10	268,900	353,900	417,700	488,600	587,100
	11	272,900	357,100	420,400	490,700	588,600
	12	276,900	360,300	423,100	492,800	590,100
	13	280,700	363,400	425,600	494,900	591,600
	14	284,700	367,100	428,100	497,000	592,700
	15	288,700	370,700	430,500	499,100	593,800
	16	292,700	374,400	433,000	501,200	594,700
	17	296,500	378,000	435,200	503,300	595,900
	18	300,100	380,700	437,600	505,300	596,900
	19	303,700	383,500	440,000	507,300	597,900
	20	307,300	386,300	442,400	509,300	598,900
	21	311,000	389,200	444,500	511,100	599,900
	22	314,800	391,800	446,900	512,900	600,900
	23	318,500	394,400	449,300	514,800	601,900
	24	322,200	397,000	451,600	516,700	602,900
	25	325,800	399,400	453,800	518,400	603,900
	26	328,600	401,700	456,100	520,200	604,900
	27	331,400	404,000	458,400	522,000	605,900
	28	334,200	406,300	460,700	523,800	606,900
	29	337,000	408,700	462,900	525,700	607,900
	30	339,400	410,800	465,200	527,500	
	31	341,800	412,800	467,500	529,300	
	32	344,200	414,900	469,800	531,100	
	33	346,600	417,000	471,800	532,700	
	34	349,100	419,000	473,900	534,500	
35	351,500	421,000	476,000	536,200		

36	354,000	423,000	478,100	538,000	
37	356,400	425,100	480,200	539,600	
38	358,800	427,100	482,000	541,200	
39	361,200	429,100	483,800	542,600	
40	363,600	431,100	485,600	544,200	
41	365,900	433,100	487,300	545,700	
42	367,400	434,900	489,100	547,100	
43	368,900	436,700	490,900	548,500	
44	370,400	438,500	492,700	549,800	
45	371,900	440,400	494,300	551,000	
46	373,300	442,200	496,000	552,000	
47	374,800	444,000	497,800	553,000	
48	376,300	445,800	499,600	554,000	
49	377,600	447,600	501,200	555,000	
50	378,600	449,300	502,500	555,900	
51	379,600	451,100	503,800	556,800	
52	380,600	452,900	505,100	557,700	
53	381,600	454,800	506,400	558,500	
54	382,500	456,000	507,700	559,400	
55	383,400	457,200	509,000	560,300	
56	384,300	458,400	510,300	561,200	
57	385,300	459,600	511,300	562,100	
58	386,200	460,600	512,100	563,000	
59	387,000	461,600	512,900	563,900	
60	387,900	462,600	513,700	564,600	
61	388,700	463,400	514,600	565,500	
62	389,200	464,100	515,400	566,400	
63	389,700	464,800	516,300	567,300	
64	390,200	465,500	517,100	568,200	
65	390,500	466,200	518,000	569,100	
66		466,900	518,900		
67		467,600	519,600		
68		468,300	520,500		
69		468,800	521,400		
70		469,500	522,200		
71		470,200	523,100		
72		470,900	524,000		
73		471,300	524,800		
74		471,900	525,700		
75		472,600	526,600		

76		473,300	527,300		
77		473,700	528,100		
78		474,300	529,000		
79		474,900	529,900		
80		475,400	530,800		
81		476,000	531,600		
82		476,500	532,500		
83		477,000	533,400		
84		477,500	534,300		
85		477,900	535,100		
86		478,500	536,000		
87		478,900	536,900		
88		479,400	537,800		
89		479,900	538,600		
90		480,500			
91		481,100			
92		481,500			
93		482,000			
94		482,600			
95		483,200			
96		483,800			
97		484,300			
再任用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700

別表第3の2医療職給料表(1)職務級別基準表中

「

4級	医療管理監、病院長又は副院長の職務
----	-------------------

」

を

「

4級	病院長、医療管理監又は副院長の職務
5級	高度の知識経験に基づく困難な病院長の職務

」

に改める。

別表第4の1医療職給料表(1)昇格時号給対応表を次のように改める。



## 1 医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	2	1	1
19	1	3	1	1
20	1	4	1	1
21	1	5	1	1
22	2	6	1	1
23	3	7	1	1
24	4	8	1	1
25	5	9	1	1
26	6	10	2	1
27	7	11	3	1
28	8	12	4	1
29	9	13	5	1
30	10	14	6	1
31	11	15	7	1
32	12	16	8	1
33	13	17	9	1
34	14	18	10	1
35	15	19	11	1
36	16	20	12	1

37	17	21	13	1
38	18	22	14	1
39	19	23	15	1
40	20	24	16	1
41	21	25	17	1
42	22	26	18	1
43	23	27	19	1
44	24	28	20	1
45	25	29	21	1
46	26	30	22	2
47	27	31	23	3
48	28	32	24	4
49	28	33	25	5
50	28	34	26	6
51	29	35	27	7
52	29	36	28	8
53	29	37	29	9
54	30	37	30	10
55	30	38	31	11
56	30	38	32	12
57	31	39	33	13
58	31	39	34	14
59	31	40	35	15
60	32	40	36	
61	32	41	37	
62	32	41	37	
63	33	42	38	
64	33	42	38	
65	33	43	39	
66		43	39	
67		44	40	
68		44	40	
69		45	41	
70		45	41	
71		45	42	
72		46	42	
73		46	42	
74		46	42	
75		47	43	
76		47	43	

77		47	43	
78		48	43	
79		48	44	
80		48	44	
81		48	44	
82		48	44	
83		49	45	
84		49	45	
85		49	45	
86		49	45	
87		49	46	
88		50	46	
89		50	47	
90		50		
91		50		
92		50		
93		51		
94		51		
95		51		
96		51		
97		51		

別表第5中

「

医療管理監（管理者の定めるものに限る。）
病院長
副院長（管理者の定めるものに限る。）

」を

「

病院長（管理者の定めるものに限る。）
医療管理監（管理者の定めるものに限る。）
副院長（管理者の定めるものに限る。）

」に改める。

別表第6中

「

医療職給料表(1)	4級	1種	137,700円
-----------	----	----	----------

」を

「

医療職給料表(1)	5級	1種	300,000円
	4級	1種	137,700円

」に改める。

(亀岡市立病院旅費支給規程の一部改正)

第11条 亀岡市立病院旅費支給規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長等の項中「医療管理監」を「病院長」に改め、4級以上の職務にある者の病院長」医療管理監」

項中「医療管理監、病院長」を「病院長、医療管理監」に改める。

(亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程の一部改正)

第12条 亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

第5条第3号中「医療管理監」を「病院長」に改める。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

「揭示済」